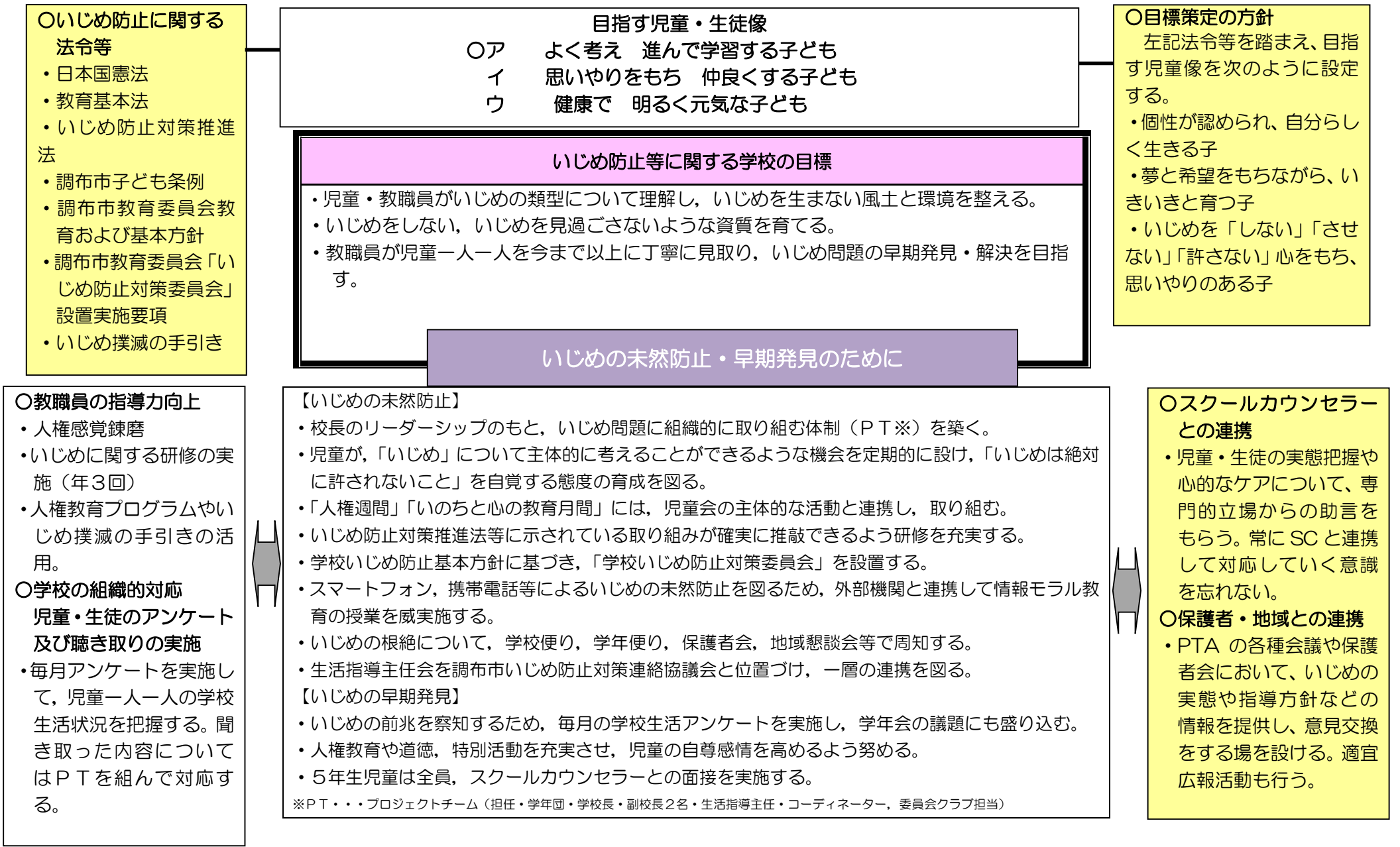


平成31年度 調布市立上ノ原小学校「学校いじめ防止対策基本方針」(改訂版)



具体的ないじめへの対応（早期発見・重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容「B事案」の場合（いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合）

<p>① 実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者双方、周りの児童から聞き取り、事実を記録する。 ・個々に聞き取りを行う。 ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。 ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。 ・学年で確認後、生活指導主任、管理職への早期報告をする。 	<p>② 指導・支援の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会を招集する。 ・指導のねらいを明らかにし、問題解決のゴールを設定する。 ・すべての教職員の共通理解を図る。 ・対応する教職員の役割分担を決定する。 ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に事実関係や指導方針を伝え、今後の対応を協議する。 	<p>③ <被害児童・生徒の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童を保護し、事実確認するとともに心配や不安を取り除く。必ず解決できる希望がもてることを伝える。 <p><加害児童・生徒の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた気持ちや状況を十分に聞き、児童の背景にも目を向けて指導する。 ・相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を行い、「いじめは許されない行為である」という人権意識を育てる。
---	---	--

*重大事態への対処

- いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順**
- ①教育委員会への報告を早期に行う。
 - ②いじめ防止対策委員会を招集し、被害児童への緊急避難措置を実施する。
 - ③加害の児童への懲戒や出席停止を検討する。
 - ④児相等と連携を図る。
 - ⑤緊急保護者会の開催
 - ⑥加害・被害者保護者の心のケアのため、SCとの連携を図る。

生活指導主任会報告内容「C事案」の場合（教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合）

- 関係諸機関との連携**
- 連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等）

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	○国語（伝え合う力） ○体育（公正な態度）	○社会（同和問題）	○理科（生命尊重） ○体育（協力）	○体育（HIV感染者等）	○国語（伝え合う力）	○社会（多様性を容認する態度） ○算数（筋道を立てて考える力）						
生活指導	○「問題行動調査」 ※隔月の生活指導主任会での情報交換・研修	○ふれあい月間(6月)	○調布警察署少年係・保護士会との連携	○「いのちと心の教育」月間	○ふれあい月間(11月)	○「調布市人権週間」						
学校行事	○入学式、始業式	○運動会	○岩井臨海学園(6年)	○遠足	○移動教室(5年)	○人権集会	○卒業式					
特別活動	○学級活動（集団生活のルール、学級や学校における諸問題の解決、学級内の組織作りや仕事の分担処理、正しいアレルギーについての理解） ○児童会活動、クラブ活動											
道徳	○善悪の判断、勇気			○温かい心、親切 ○友情、助け合い			○友情、助け合い			○善悪の判断、勇気 ○温かい心、親切		
家庭・地域	○保護者会 ○個人面談		○「いじめ撲滅のリーフレット」配布		○保護者会			○保護者会			○保護者会	
							○中学校区における健全育成に関する地域教育懇談会の実施					